

令和5年9月

令和6年度

酒税制度等に関する要望書



全国小売酒販組合中央会

会長 吉田 精孝

《 要 望 項 目 》

特殊性を有する酒類の公正取引等について

- 第一 「酒類の公正な取引に関する基準」の厳格運用を求めます
- 第二 酒類業界の実態を踏まえた指針に基づく適切な指導・調査を求めます
- 第三 世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を求めます

酒類の適正な販売管理の確保等に対する取組について

- 第四 無人店舗における酒類の販売禁止を求めます
- 第五 酒類販売管理協力員制度運用の小売酒販組合活用を求めます

酒類小売業免許の見直し等について

- 第六 一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許との整合性の確保を求めます
- 第七 新人口基準・新距離基準の導入を求めます

公益的活動を行う小売酒販組合への加入義務化等について

- 第八 酒類業組合法改正による小売酒販組合への加入義務化を求めます
- 第九 酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付実現を求めます

国民の健康を配慮した酒類の取扱い等について

- 第十 酒類の社会的コストの把握と定期的な調査の実施を求めます
- 第十一 酒類販売管理研修未受講者に対する措置を求めます
- 第十二 酒税法上の酒類に分類されない超低アルコール飲料の在り方の再検討を求めます

インボイス制度実施に際しての周知の徹底等について

- 第十三 インボイス制度の周知の徹底と実施後の免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の注視を求めます

令和6年度 酒税制度等に関する要望書

平成29年6月1日『改正酒税法・改正酒類業組合法（以下、「改正法」）』が施行されました。また、改正法施行に先立ち、平成29年3月31日には『酒類の公正な取引に関する基準を定める件（以下、「基準」）』が告示され、平成30年5月に初めて東京国税局から大手酒類業者に対して基準に基づく「指示」が出されました。

改正法は正に、酒類小売業免許の規制緩和以降、漫然と続いてきた過度な価格競争を始めとする酒類の公正な取引環境の乱れを是正し得るものと期待をしております。

地域を支え、地域社会に貢献する活動を行ってきた昔ながらの酒販店は、規制緩和以降、酒類の特殊性に対する規範意識を問われることのないまま、新規業者に酒類小売業免許が付与された結果、過度な廉売競争やおとり商品化等、酒類の特殊性を無視した乱暴な販売方法が横行し、結果、組合員の約半数が倒産・廃業・自殺・失踪の憂き目に遭いました。

改正法が施行されたことで、今後、これら酒類小売業界が抱える諸問題は、解決・改善に向かうものと期待をしておりますが、当該基準の厳格運用なくしては、立法の目的は果たされません。

酒類は、担税物資であり、致酔性や習慣性といった特殊性を有しています。我々は、地域に根差した全国の酒販店約35,000軒を抱える酒類小売業界団体として、適切な酒類販売環境の整備と、真の消費者利益のために、今後施行された基準が形骸化することなく、厳格運用がなされるよう、以下の通り要望いたします。

特殊性を有する酒類の公正取引等について

第一 「酒類の公正な取引に関する基準」の厳格運用を求めます

酒類は、我が国にとって財政上重要な物品であると同時に、致酔性や習慣性を有するなど、社会的配慮を要する特殊物資です。

「酒類の公正な取引に関する基準を定める件（平成29年3月31日国税庁告示第2号）」は、その特殊性に鑑み「酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考えの下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。」としています。当該基準の厳格な運用なくしては、改正法（平成29年6月1日施行）の立法の目的は果たされません。

国税庁より公表された令和3事務年度（令和3年7月～令和4年6月）における酒類の取引状況等実態調査により、基準に即していない取引が認められ「指示」に至った者が2件。直ちに指示には至らないが、今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるとして「厳重指導」が行われた者が6件公表されました。

また、令和4年3月31日に基準の改正が行われ、基準施行後4年間で実施した564件の調査（指示：26件、厳重指導63件）で把握された主な問題点等を踏まえ、リベートの取扱い及び共通費配賦方法の更なる明確化が図られました。これにより生販三層の酒類市場が健全化し、最終的には消費者の利益に資することが期待されますが、酒類業者が改正基準を遵守し、行政が調査・指導を通じて市場の状況を把握することが実効性の確保には欠かせません。特に市場に大きな影響を与える取引を行う酒類業者が、他の酒類業者へ与える影響についてその実態を把握するとともに、十分な人員の配置と基準の厳格運用がなされるよう要望いたします。

さらに、酒類の価格制度の在り方について、当会との意見交換を積極的に図るよう要望いたします。

第二 酒類業界の実態を踏まえた指針に基づく適切な指導・調査を求めます

酒類小売業免許の規制緩和以降、酒類市場には一般酒販店のほか、スーパーマーケットやドラッグストア、ディスカウントストア等、他業種からの参入が相次ぎ、酒類の一般商品化、購入アクセスの容易化による激しい価格競争が起こりました。

酒類は、アルコール健康障害、20歳未満の飲酒、飲酒運転の問題等を生じさせる可能性があり、その販売にあたっては十分な配慮が必要です。

国民の健康と酒類業の健全な発展を両立させるため、基準のみならず「酒類に関する公正な取引のための指針（以下、「指針」）」を遵守し、酒類に関する公正な取引の在り方の積極的な啓発、指導、調査の実施を要望いたします。

さらに、改正法成立までの経緯に鑑み、当会との積極的な意見交換を行うとともに、基準及び指針の運用を注視していただくよう要望いたします。

第三 世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を求めます

世界保健機関（WHO）は、平成22年に採択した「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」の中で、国の行動として取りうる政策の選択肢と介入策として「価格設定方針」を掲げるなど、酒類の価格問題に対し、国がリーダーシップを図り必要な対策を講じることを求めています。

しかしながら、我が国では清涼飲料水よりも安い価格で酒類の販売が行われており、十分な対策が取られていないのが現状です。

我が国においては、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月1日施行）に基づき設置されたアルコール健康障害対策関係者会議において、自治体、医療、教育等様々な観点からアルコール健康障害対策についての議論がなされていますが、その中心はアルコール健康障害になった場合の言わば「出口」対策が中心であり、アルコール健康障害を未然に防ぐための「入口」に対する議論は十分とは言えません。

「酒類事業者には致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。」としており、酒類の価格設定について実効性のある取組を求めています。

世界的潮流や健康問題に鑑み、価格施策の一層の推進を要望いたします。

酒類の適正な販売管理の確保等に対する取組について

第四 無人店舗における酒類の販売禁止を求めます

我が国では、酒類の特殊性から対面販売が原則とされているほか、酒類の自動販売機のみによって酒類を小売販売しようとする場合は、20歳未満の飲酒防止の観点から、原則として酒類小売業免許を付与しないこととされており、自動販売機のみ酒類小売業免許も廃止されています。一方で、近年は様々な分野でAIが活用され、人手不足を解決する有効な手段として期待が寄せられています。小売業においても、店舗全体を無人化するなど、オペレーションの省人化・省力化が加速しています。

省人化・省力化の手段、消費者の利便性だけを主眼とした店舗の無人化や人を介さない酒類の販売が、「時代」というだけで無秩序に広がることを懸念しています。

対面販売を原則とした酒類の特殊性を鑑みた販売方法を堅持すること、効率化にあたっては精度の高い年齢確認を実施することは、酒類小売業者の責務であり、国民の健康、安心、安全を守る観点から非常に重要です。

酒類の販売に際しては「時代」のみならず、その影響を十分に鑑みた販売の在り方の維持、年齢確認の徹底とともに、無人店舗における酒類の販売禁止を要望いたします。

第五 酒類販売管理協力員制度運用の小売酒販組合活用を求めます

国税庁では、酒類の販売管理の徹底を期すため、酒類小売販売場に個別臨場し、20歳未満の飲酒防止に関する表示の遵守状況等の確認をするとともに、必要に応じて是正指導、販売管理調査を行っています。

この販売管理調査を支えるのは、酒類販売管理協力員制度に基づき各国税局において委嘱された「酒類販売管理協力員」です。

しかし、酒類販売管理協力員は、一般消費者を中心として委嘱されており、酒類の適正な販売管理について十分な知識や経験を有しているとは言えません。

また、全国約172,000場（国税庁統計年報 令和4年3月31日現在の小売業者数合計）ある酒類小売販売場に対して全国で900名程度しか委嘱されておらず、十分な対応を取り得るだけの人員の確保がなされていないのが現状です。

小売酒販組合では、酒類小売販売場に必ず選任する必要がある酒類販売管理者を育成するための「酒類販売管理研修」、酒類販売管理研修の講師を要請する「講師講習」を全国で実施しており、酒類の適正な販売管理に関する十分な知識と経験を有しています。また、小売酒販組合は概ね税務署ごとに組織され、税務署と密に連携を図ることが可能です。

酒類販売管理協力員制度の運用について、小売酒販組合を活用いただくよう要望いたします。

酒類小売業免許の見直し等について

第六 一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許との整合性の確保を求めます

一般酒類小売業免許は対面販売を原則としており、酒類の販売に際しては、身分証明書による年齢確認の実施が求められています。これに違反し、20歳未満の者に酒類を販売した場合は50万円以下の罰金刑に処せられ、酒類小売業免許の取消事由となります。

インターネット等による酒類の通信販売では、年齢確認欄及び20歳未満の飲酒は法律で禁止されている旨の注意喚起の表示が義務付けられていますが、身分証明書の添付の義務付けはなく、年齢確認が十分に行われているとは言い難い状況です。

酒類の特殊性を踏まえた社会的責任に答え得ない現行の通信販売酒類小売業免許制度について、一般酒類小売業免許との整合性の確保がなされるよう改善を要望いたします。

また、20歳未満の者に酒類を販売または供与した者に対する行政指導の状況や件数を公表するなど、20歳未満の飲酒防止に関する取組を推進していただくよう要望いたします。

第七 新人口基準・新距離基準の導入を求めます

我が国の酒類小売業免許制度は、規制緩和の結果、諸外国と比べてほとんど規制もなく実質的に自由化されています。人口に対し販売場過多である現状は、購入アクセスの容易化を過剰に進め、20歳未満の飲酒や飲酒運転等諸問題の一因となっています。

① 新人口基準の導入を求めます

酒類の社会的管理と販売場過多の現状を修正する必要性から、新規の免許申請に対しては、地域人口や地域事業者数等の事情を勘案して、所轄税務署長の判断等により酒類小売業者が適正に配置されるよう要望いたします。

② 新距離基準の導入を求めます

販売業免許を新規に付与する際は、社会的観点から学校、図書館、病院などから一定の距離を設け、適正に配置されるよう要望いたします。

公益的活動を行う小売酒販組合への加入義務化等について

第八 酒類業組合法改正による小売酒販組合への加入義務化を求めます

小売酒販組合は、それぞれの地域での社会貢献活動は勿論、毎年4月には全国で「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を開催する等、酒類小売業の業界団体としての社会的責任を果たしています。

また、大規模災害にあたっては、公益的法人として行政に協力し、組合員・非組合員の区別なく迅速な酒税還付の窓口となり被災者の再建に努めました。

小売酒販組合は、地域に根差した中小零細の組合員約35,000軒で組織されていますが、規制緩和以降の新規参入業者の加入は進んでいないのが現状です。

国税庁には、当会が要望し、平成26年6月に全会一致で採択された国会請願に基づき、積極的に小売酒販組合の組織率の向上策を検討・実施していただくよう要望いたします。

さらに、大幅な規制緩和が行われた酒類小売業界として、すべての酒類小売業者が、求められる社会的責務に対応し、ひいては酒類業の健全な発達に寄与し、地域社会の発展に資するため、酒類業組合法の改正による小売酒販組合への加入義務化を要望いたします。

第九 酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付実現を求めます

小売酒販組合は、致酔性や習慣性といった酒類の特殊性に向き合い、国税庁をはじめ各省庁協賛のもと「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を毎年開催しています。また、酒類の適正な販売管理の確保を図る観点から、平成29年6月から受講が義務化された酒類販売管理研修を行政と協力し、全国津々浦々で開催するなど、酒類に関わる様々な社会的責務を果たすための事業を行っている公益性の高い団体です。

酒類に関する社会的責務は、全国約172,000場すべての酒類小売業者で担い、果たしていくべきですが、これら活動は地域に根差した酒販店約35,000軒が加入する私たち小売酒販組合が行っています。

酒類業組合法第92条は「国は、酒類業組合等に対し、その事務に必要な使用人の給与、帳簿書類の購入費、事務所の使用料、その他欠くことのできない事務費を補うため、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。」としています。

小売酒販組合がこれからも弛むことなく、酒類業組合法で定められた事業並びに社会的責務に対応した社会貢献活動を行っていくため、酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付を強く要望いたします。

国民の健康を配慮した酒類の取扱い等について

第十 酒類の社会的コストの把握と定期的な調査の実施を求めます

酒類は人々の生活に豊かさや潤いを与えるものであり、生活に深く浸透している一方、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、本人のみならず周囲への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる場合もあるなど、社会的配慮が必要な物品です。

平成20年に厚生労働省科学研究班^{※1}が行った調査では、アルコールの飲み過ぎによる社会的コストは年間約4兆1483億円とされ、内訳は肝臓病・脳卒中・がんなどの飲み過ぎによる病気やけがの治療に約1兆226億円、病気や死亡による労働損失と生産の低下などの雇用損失を併せて約3兆974億円、自動車事故・犯罪などが約283億円と推計されました。

この調査結果は、小売酒販組合が行う酒類販売管理研修でも引用されるなど、酒類の一面を知るデータとして活用されています。

酒類販売管理者への周知やアルコール健康障害対策等を検討・実施する上で、基礎データとなる飲酒による社会的コストを正確に把握する意義は大きく、国による酒類の社会的コストに関する調査を定期的に実施していただくよう要望いたします。

※1 アルコールによる社会的コストの推計（尾崎米厚 厚生労働省科学研究,2012）

第十一 酒類販売管理研修未受講者に対する措置を求めます

平成29年6月1日に改正法が施行され、酒類販売管理研修の受講が義務化されました。国税庁・国税局・税務署の指定研修実施団体となっている小売酒販組合では、酒類小売販売場に必ず選任する必要がある酒類販売管理者のための「酒類販売管理研修」を開催し、受講機会を失わないよう安定的な研修開催に努めています。受講が義務化され酒類販売管理研修の受講率は大きく改善しましたが、未だ受講をしていない者については、酒類の適正な販売管理の確保の観点から勧告等の措置を速やかに実施していただくよう要望いたします。

また、酒類販売管理研修の講師の質の向上についても、その方法等を検討いただくよう要望いたします。

第十二 酒税法上の酒類に分類されない超低アルコール飲料の在り方の再検討を求めます

酒税法ではアルコール分1%以上の飲料が「酒類」として定義されています。いわゆるノンアルコール飲料は、アルコール0.00%の商品が多数を占めますが、最近ではアルコール分1%未満の超低アルコール飲料も販売され、商品数の増加や業務用での展開もはじまっています。

超低アルコール飲料であっても、体質や飲む量により「酔い」を生じる可能性が十分にあり、酒気帯び運転の発生の懸念や20歳未満の飲酒への入口になることも危惧されます。そのような商品が現行法で「清涼飲料水」に分類されていることは大きな問題です。

超低アルコール飲料の在り方・取扱いについて速やかに再検討いただくよう要望いたします。

インボイス制度実施に際しての周知の徹底等について

第十三 インボイス制度の周知の徹底と実施後の免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の注視を求めます

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書発行事業者の場合、売手・買手いずれにも保存等の留意事項があるほか、課税売上1,000万円以下の事業者の場合には、適格請求書発行事業者の登録を受けるか否かを検討・選択する必要があります。

国税庁におかれましては、制度の周知を徹底いただくよう要望いたします。

また、インボイス制度の実施後も免税事業者であり続ける事業者について、商売上の不利益が生じることがないように取引環境を注視いただくよう要望いたします。

【資料集】

「酒類の公正な取引に関する基準」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」(国税庁)に基づく令和元～令和3事務年度における酒類の取引状況等実態調査の概要

①令和元事務年度(令和元年7月～令和2年6月)調査の状況

表1 「基準」に基づき指示・厳重指導をした件数等 【件】

調査対象者の業態等 注	一般調査	指示件数	厳重指導の件数
小売業者	111	2	12
卸売業者	23	2	1
製造業者	8	3	0
合計	142	7	13

(注) 1の酒類業者の複数の販売場に対し取引状況等実態調査を行った場合であっても1件と数えている。

表2 「指針」に基づき改善を指導した件数 【件】

調査対象者の業態等 注1	「ルール1」 注2 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 レポート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの
小売業者	87	3	0	0
卸売業者	18	5	0	3
製造業者	4	2	0	3
合計	109	10	0	6

(注) 1 1の酒類業者の複数の販売場に対し取引状況等実態調査を行った場合であっても1件と数えている。
2 調査した取引の中に、1取引でもルール1～4に即していない取引(総販売原価を下回る価格での販売)が認められた場合には、それぞれの項目ごとに1件と数えている。なお、ルール1に即していない取引の件数(109件)には、表1の指示件数(7件)及び厳重指導の件数(13件)は含まない。

②令和2事務年度(令和2年7月～令和3年6月)調査の状況

表1 「基準」に基づき指示・厳重指導をした件数等 【件】

調査対象者の業態等 注	一般調査	指示件数	厳重指導の件数
小売業者	111	5	17
卸売業者	21	1	0
製造業者	7	1	1
合計	139	7	18

(注) 1の酒類業者の複数の販売場に対し取引状況等実態調査を行った場合であっても1件と数えている。

表2 「指針」に基づき改善を指導した件数 【件】

調査対象者の業態等 注1	「ルール1」 注2 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 レポート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの
小売業者	83	1	1	0
卸売業者	17	5	0	2
製造業者	4	4	0	4
合計	104	10	1	6

(注) 1 1の酒類業者の複数の販売場に対し取引状況等実態調査を行った場合であっても1件と数えている。
2 調査した取引の中に、1取引でもルール1～4に即していない取引が認められた場合には、それぞれの項目ごとに1件と数えている。なお、ルール1に即していない取引の件数(104件)には、表1の指示件数(7件)及び厳重指導の件数(18件)は含まない。

③令和3事務年度(令和3年7月～令和4年6月)調査の状況

表1 「基準」に基づき指示・厳重指導をした件数等 【件】

調査対象者の業態等 注	調査件数	指示件数	厳重指導の件数
小売業者	116	1	4
卸売業者	21	1	2
製造業者	10	0	0
合計	147	2	6

(注) 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。

表2 「指針」に基づき改善を指導した件数 【件】

調査対象者の業態等 注	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 レポート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの
小売業者	105	0	1	0
卸売業者	18	2	0	2
製造業者	10	8	0	6
合計	133	10	1	8

(注) 表2では、1回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに1と数えている。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律について

I 酒類の特殊性とその取引の現状について

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要がある。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性・依存性を有し社会的に配慮を要するものである。酒類の取引の現状については、以下のとおり。

- ① 公正取引委員会による不当廉売に係る注意件数（平成26年度：982件）のうち、酒類に係るものは635件（約65%）と多い。また、平成18年の「酒類に関する公正な取引のための指針」制定後も、酒類の不当廉売に係る注意件数は依然として増加している。
- ② 酒類販売場等における独禁法違反と思料される取引等に関し、国税庁が公正取引委員会に対して行った一般的な報告件数は、平成26事務年度においてわずか16件であった。他方、公正取引委員会から国税庁に対する報告は、そもそも制度がないことから行われていない。
- ③ 平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行（酒類の製造又は販売を行う事業者は、アルコール健康障害の発生等の防止に配慮するよう努める責務を有する）。
- ④ 現在、酒類販売管理研修は、法令上、努力義務にとどまっており、更に、定期的な研修受講は任意である（初回の受講率は約9割、再受講率は約3割）（酒類販売管理者に係る酒類の販売業務に関する法令の知識を最新のものに更新する必要）。

II 法改正の概要及びその効果

一 不当廉売の撲滅等

1 酒類に関する「公正な取引の基準」の法制化

- ① 「公正な取引の基準」についての国税審議会への諮問及び公正取引委員会との協議
- ② 財務大臣による「公正な取引の基準」の制定（財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）の適切な経営努力を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意）、告示
- ③ 基準を遵守しない酒類製造業者等に対する指示
- ④ 指示に従わない酒類製造業者等の公表
- ⑤ 酒類製造業者等が③の指示に従わなかった場合において酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害されるとき等における当該酒類製造業者等に対する命令
- ⑥ ⑤の命令に違反した場合の酒類の製造免許等の取消し、罰則（50万円以下の罰金）
※製造免許等を取り消された日から3年を経過した者については、免許の再申請を可とする。

⑦ おおむね5年ごとに基準について再検討、必要があると認めるときは改正
⇒過度な価格競争の防止等

2 質問検査権の拡充

財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者（仕入れ先、取引先、持株会社等）を追加

⇒「公正な取引の基準」の実効性の確保

3 財務大臣と公正取引委員会の連携強化

酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣との間において双方向の報告制度を設ける。

⇒報告制度の法的な根拠の付与による酒類の取引に関する両機関の権限の効果的な行使

二 未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

1 酒類販売管理研修の義務化等

(1) 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化する。

- ① 酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任すること。
- ② 財務省令で定める期間ごと（3年）に酒類販売管理研修を受講させること。

(2) 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則

- ① (1)の②を遵守しない酒類小売業者に対する勧告
- ② ①の勧告に従わない酒類小売業者に対する命令
- ③ ②の命令に違反した場合の罰則（50万円以下の罰金）

(3) 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

⇒未成年者の飲酒防止など酒類の適正な販売管理の確保及びアルコール健康障害の防止に伴うその対策費用の削減

⇒街の酒屋にとっては負担となるが、消費者の利益となる（酒類販売管理者に最新の酒類の販売業務に関する法令（酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、未成年者飲酒禁止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、アルコール健康障害対策基本法等）の知識を習得してもらい、未成年者の飲酒防止等を図ることや、標識の掲示を義務付けて酒類小売業者がきちんと法令を遵守していることを消費者に明示することは、消費者保護に資する）。

三 その他

1 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

酒類の公正な取引に関する基準を定める件

○国税庁告示第2号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号。以下「法」という。）第86条の3第1項の規定に基づき、公正な取引の基準（同項に規定する公正な取引の基準をいう。以下同じ。）を次のように定め、平成29年6月1日以後に酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類業者」という。）が行う酒類の取引に適用することとしたので、同条第3項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）第11条の規定に基づき告示する。

平成29年3月31日

（令和4年3月31日改正）

酒類の公正な取引に関する基準

（目的）

- 1 この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

（公正な取引の基準）

- 2 酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
 - (2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

（売上原価の算定方法）

- 3 前項(1)の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入に係る値引きの額を控除して算出した額とする。
- 4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものであり、かつ、第六項

の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。)を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

(費用配賦の方法)

- 5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法(その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。)(当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法)により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

(販売価格の算定方法)

- 6 酒類業者が、酒類の販売につき値引き(これに類する行為を含む。)をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

(指示)

- 7 国税庁長官は、酒類業者に第2項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第86条の3第4項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

(命令)

- 8 前項の規定は、国税庁長官が、法第86条の4の規定による命令をする場合について準用する。

(質問検査権)

- 9 国税庁長官は、法第91条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(公正取引委員会との連携)

- 10 国税庁長官は、法第94条第3項又は第4項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。
- 11 国税庁長官は、法第86条の3第4項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第2項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

出典：「国税庁ホームページ」

酒類に関する公正な取引のための指針

第1 酒類に関する公正な取引の在り方

1 合理的な価格の設定

- ① 酒類の価格に関しては、取引基準において、(1)正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること、(2)自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること、のいずれにも該当する行為を行ってはならないこととしている。
酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも中長期的にも合理的である。
- ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

2 取引先等の公正な取扱い

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となると考えられ、そのような取扱いについては改善していくべきである。

3 公正な取引条件の設定

大きな販売力を有するスーパーマーケット等が、自己の都合による返品、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー等の負担の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合は、公正な取引条件の設定が妨げられる。製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれ。

4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- ①市場に影響を与える取引を行っている酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施。
- ②個別に改善指導等を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施。
- ③取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導実績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発。

2 取引基準との関係

取引状況等実態調査を実施した結果、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」に則していないと認められる取引を把握した場合には、改善指導を実施する。

3 独占禁止法違反等への対応

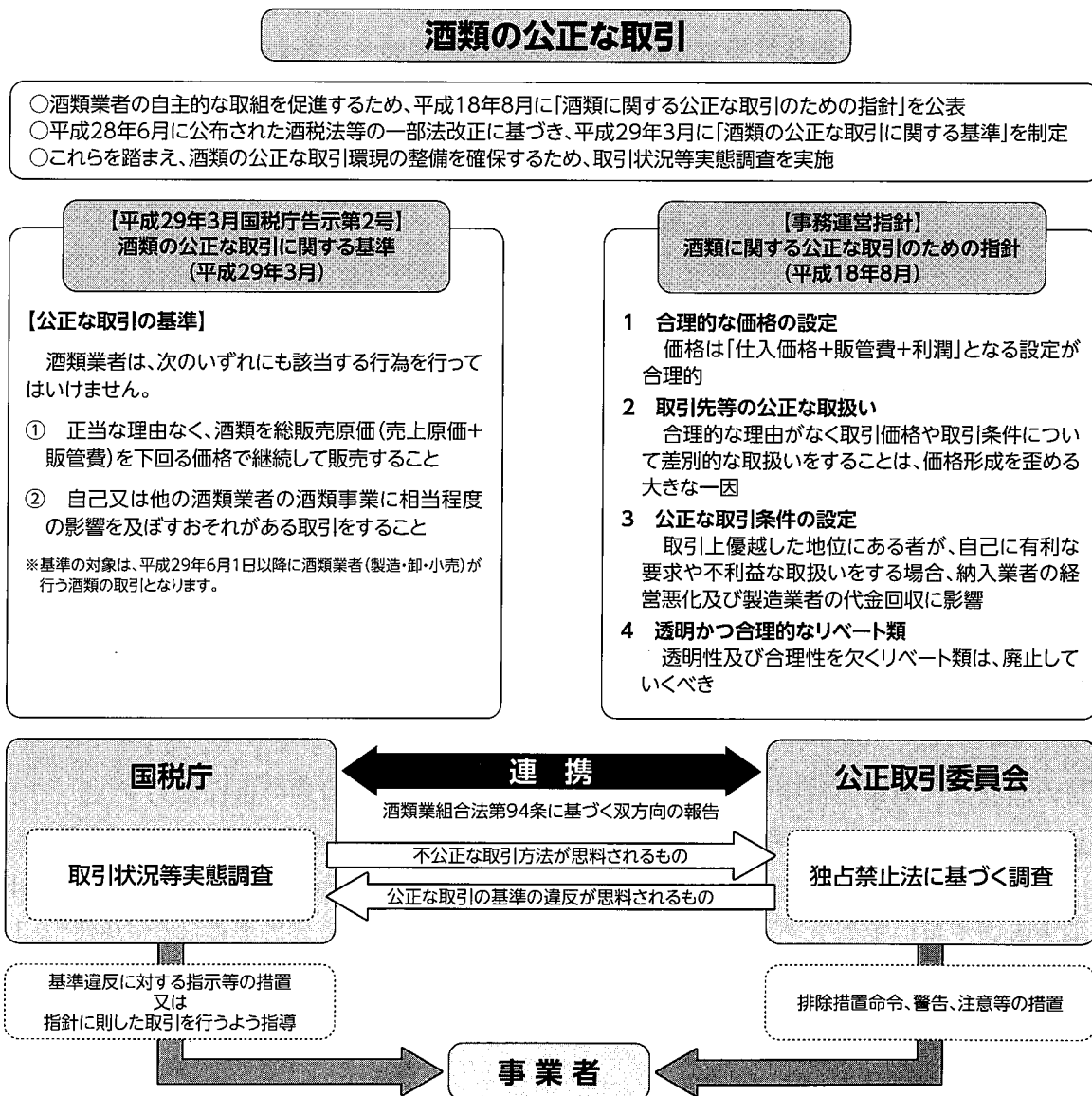
国税局長は、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対し、報告を行い、適切な措置をとるべきことを求める。

4 質問検査権

酒類業者（調査対象者以外の酒類業者を含む。）及びその事業に関して関係のある事業者に対して、必要な事項について報告を求めるなど、適切に対応する。

5 公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会との連携強化及び取引状況等実態調査の充実を図る。



健全な飲酒環境の整備を求める請願

1 特殊性を有する酒類の危険な価格競争を収束させるべきです

酒類は致酔性・習慣性を有し、かつ、担税物資である特殊性を有しています。酒類の過度な価格競争は、大量飲酒などの社会的問題を招きます。さらに、清涼飲料水に近い価格の酒類は、未成年者の飲酒問題に繋がり、治安の悪化や深刻な家庭内問題などの要因となります。国は、特殊性を有する酒類の危険な価格競争を終わらせるよう努めてください。

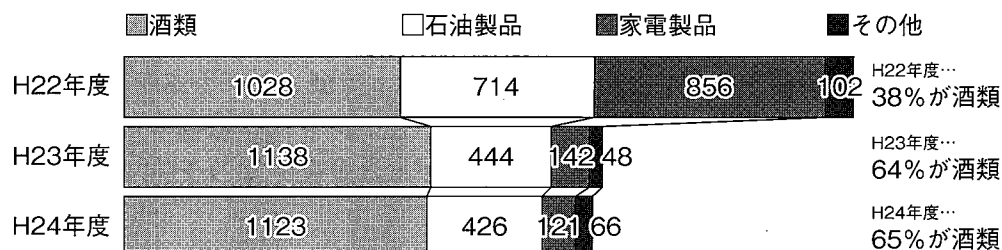
2 小売酒販組合が行う公益活動は、全酒類小売業者が支えるべきです

社会貢献活動や国への協力を行っている「小売酒販組合」は、昔ながらの中小零細酒販店によって、支えられています。公益活動は、全業者によって運営されなければ不公平であり、国は、全酒類小売業者が共に公益活動を行う仕組みづくりをしてください。

3 規制緩和の名目のもと、酒類小売業免許が実質自由化された結果、地域に貢献していた組合員酒販店約71,000が倒産・転廃業、約3,700人が自殺・失踪をしています

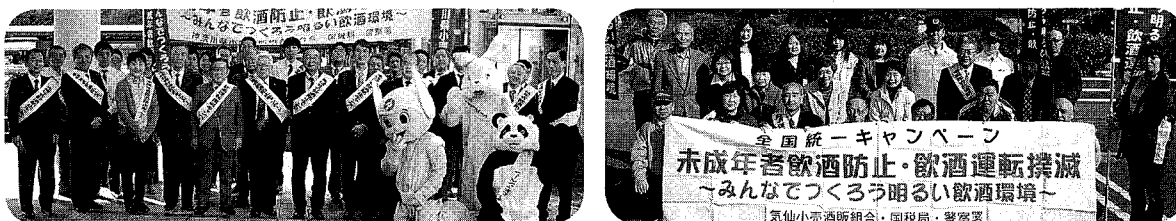
街の酒屋は、酒類の特殊性を理解し、飲酒環境整備や販売管理の確保に力を注いできました。また、地域の消費者から頂いた利益を地域に還元すべく行っている公益活動は、何にも増して消費者から信頼を得てきました。国は、地域社会を下支えしてきた、中小零細酒販店を狙い撃ちした規制緩和をあらため、酒類小売業免許の要件強化の検討をしてください。

1 独占禁止法上問題となり得る不当廉売事案において、公正取引委員会が行った是正指導『注意』がダントツなのが酒類です



上記のグラフは、公正取引委員会が不当廉売事案に対して行った小売業者への注意件数です。注意を繰り返し受けていても法律違反を是正しない事業者も多く、一般酒販店の仕入れ値より安い価格で売られていることもあります。

2 小売酒販組合の公益活動は全国各地で展開されています



平成21年の第1回未成年者飲酒防止・全国統一キャンペーンでは、国税庁・警察庁が後援するなか、全国約100ヶ所、約5,000名が参加するなか行なわれました。本年は、内閣府・警察庁・国税庁・厚生労働省・文部科学省からの後援を受け、全国約170ヶ所、約8,200名が参加する盛大なものとなっています。

3 組合員の転廃業・倒産等約71,000、自殺・失踪は約3,700人に及びます(平成10年の酒類小売業免許に係る需給調整規制廃止の閣議決定以降)

転廃業・倒産等				自殺・失踪等									
H10.3.31～ H20.8.31	H20.9.1から H25.6.30まで			合算	H10.3.31から H20.8.31まで			H20.9.1から H25.6.30まで			合算		
転廃業・倒産 休業数	転廃業	倒産 休業	合計		自殺 件数	失踪 など	合計	自殺 件数	失踪 など	合計	自殺 件数	失踪 など	合計
53,997	14,713	2,239	16,952	70,949	152	3,338	3,490	35	145	180	187	3,483	3,670

WHO世界戦略 10分野の政策オプションと介入施策の概要

分野1 リーダーシップ、自覚とコミットメント

国や自治体の包括的な戦略／財源確保／所轄部署の決定／関連省庁の連携／定期報告

分野2 保健医療サービスの対応

家族への支援と治療・自助活動への支援／予防・治療・ケアシステムの強化／ブリーフインタベンションの推進／胎児性アルコール・スペクトラム障害の予防・発見・介入・ケア／うつ・自殺・HIV/AIDS・結核などとの重複障害の予防・治療・ケア戦略・効果的な連携

分野3 地域社会の活動

対策を優先すべき集団（未成年者・若者など）の特定、対策／環境づくり／NGOとのパートナーシップ

分野4 飲酒運転に関する方針と対策

呼気濃度の最低基準値の設定／飲酒検問／違反者の免許停止・取消／インターロックの利用／違反者への強制教育・カウンセリング・治療プログラム／代替交通手段の奨励／効果的なキャンペーン

分野5 アルコールの入手性

小売販売免許／店舗数や場所の制限／営業日と営業時間の制限／飲酒可能法定年齢の引き上げ／未成年の入手を防止する対策／公共の活動や行事での飲酒ルール

分野6 アルコール飲料のマーケティング（広告などの販売促進活動）

内容・量・媒体の規制／スポンサーシップ活動の規制／ソーシャルメディアなど新手法の規制／監視システム

分野7 価格政策

効果的な課税システム／標準価格の定期調査／値引き販売・飲み放題の規制／最低価格の設定

分野8 飲酒や酩酊による悪影響の低減

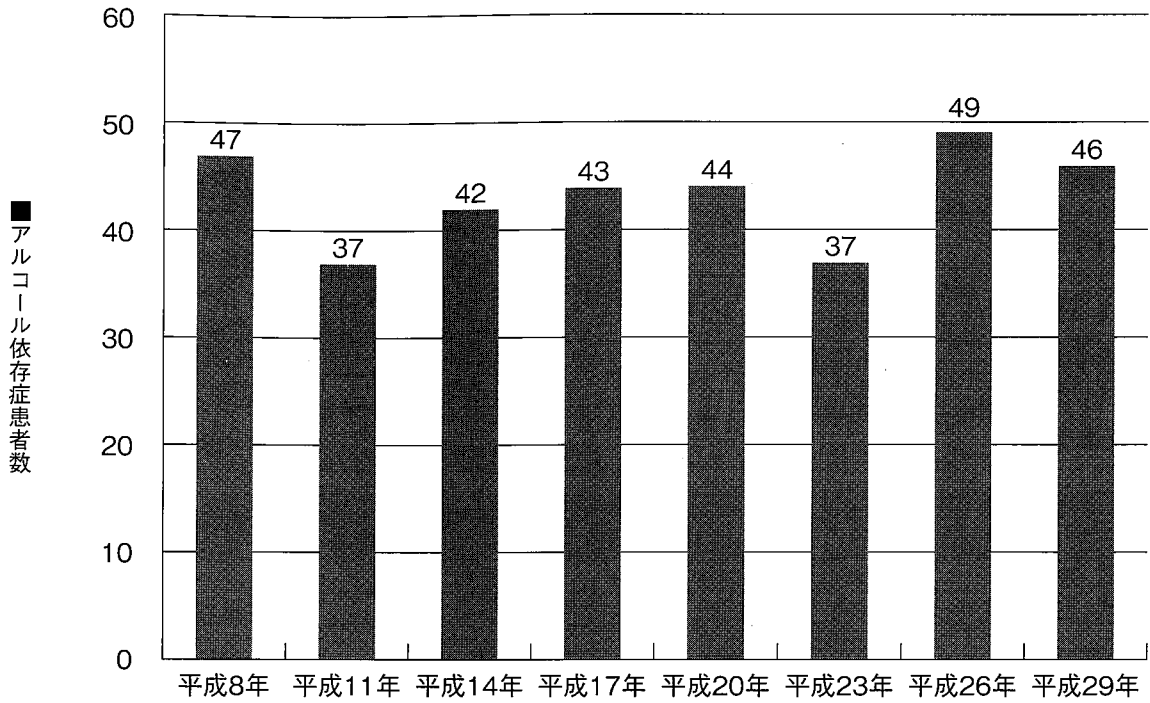
酩酊者へのアルコールの提供を規制し、酩酊の結果生じた損害に対して提供者に法的責任を課す／酩酊者への対応に関する従業員教育／酩酊者の保護／消費者教育、警告ラベル

分野9 違法または非正規に製造されたアルコールが公衆衛生に与える影響の低減

分野10 観察と監視

アルコール消費と被害について定期的な全国調査を実施／報告書の刊行／収集データの評価

アルコール依存症の患者数 (単位：千人)



出典：厚生労働省 患者調査

「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定状況 (●：第1期策定、○第2期策定)

	平成27年度策定	平成28年度策定	平成29年度策定	平成30年度策定	令和元年度策定	令和2年度策定	令和3年度策定		平成27年度策定	平成28年度策定	平成29年度策定	平成30年度策定	令和元年度策定	令和2年度策定	令和3年度策定
北海道			●			○		滋賀県			●				
青森県				●				京都府		●					○
岩手県			●					大阪府			●				
宮城県				●				兵庫県				●			
秋田県				●				奈良県				●			
山形県				●				和歌山県							●
福島県			●					鳥取県	●						○
茨城県			●					島根県			●				
栃木県					●			岡山県			●				
群馬県				●				広島県		●					
埼玉県			●				○	山口県		●					
千葉県				●				徳島県		●					
東京都				●				香川県				●			○
神奈川県			●					愛媛県			●				
新潟県				●				高知県			●				
富山県			●					福岡県			●				○
石川県					●			佐賀県			●				
福井県					●			長崎県				●			
山梨県				●				熊本県				●			
長野県			●					大分県			●				
岐阜県			●					宮城県					●		
静岡県			●					鹿児島県				●			
愛知県	●							沖縄県			●				
三重県	●							合計	1	6	20	15	4	2	6

参考：厚生労働省アルコール健康障害対策関係者会議 第28回資料及び各都道府県公表資料より作成

各国の酒類販売規制一覧表

国名	①日本 (平成15年9月以降)	②米国 (ニューヨーク州)	③米国 (カリフォルニア州)
規制方式	免許制	免許制	免許制
規制主幹	国税庁	州酒類管理局	州アルコール飲料管理局
根拠法	酒税法	連邦酒類管理法 アルコール飲料管理法(州法)	連邦酒類管理法 アルコール飲料管理法(州法)
目的	税保全	州民の健康・安全、 節酒の促進	州民の安全、違法販売 阻止、節酒の促進
需給調整要件	特になし	特になし	2,500人に1件以下
場所的要件	特になし	学校、図書館、教会、運動 場、公園から200フィート	非営利青少年施設、学校、 運動場から600フィート
人的要件	経営の基礎が確立している 者、重罪犯罪歴者以外	米国民で、重罪犯罪歴者、 21歳未満以外	重罪犯罪歴者、 州法違反者以外
未成年者規制	20歳未満販売禁止	21歳未満販売禁止	21歳未満販売禁止
広告規制	特になし	店外広告禁止	21歳未満に飲酒を勧める広告
その他規制	業界の自主規制により従来型 屋外酒自販機は撤去へ努力	午前0時～8時(平日) 日曜日等、販売禁止	午前2時～6時販売禁止

国名	④米国 (ユタ州)	⑤カナダ (オタワ州)	⑥イギリス
規制方式	専売制・免許制	専売制	免許制
規制主幹	アルコール飲料管理委員会、市町村	酒類管理委員会	内務省・下級裁判所
根拠法	連邦酒類管理法 アルコール飲料管理法(州法)	酒類管理法(州法)	1964年免許法
目的	州民の安全、道徳秩序維持	特に定めず	特に定めず
需給調整要件	48,000人に1件以下(直営)、 18,000人に1件以下(契約専売所)	直営店、契約専売所から 10km以上	新規免許は免許担当判事が 地域ニーズに併せて考慮する
場所的要件	学校、図書館、教会、運動場、 公園から200フィート	特になし	特になし
人的要件	重罪犯罪歴者・州法 違反者、21歳未満以外	特になし	有罪判決を受けていない者
未成年者規制	21歳未満販売禁止	19歳未満販売禁止	18歳未満販売禁止
広告規制	全面禁止	酒類管理委員会の事前合意	特になし
その他規制	日曜・祭日販売禁止、 店内に警告表示義務	自販機及び23時～9時30分 (平日)、日曜日は販売禁止	23時～8時(平日)、15時～19時及び 22時30分～12時(日曜日)販売禁止

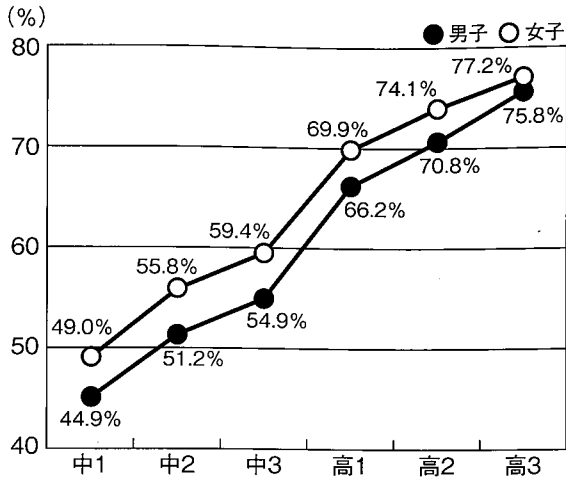
国名	⑦フランス	⑧英国スコットランド
規制方式	免許制	免許制・最低価格制
規制主幹	厚生省等	免許許可局
根拠法	飲料小売り及び アルコール中毒取締法	1964年免許法
目的	特に定めず	社会秩序の維持・酒税の徴収
需給調整要件	特になし	免許の数、種類等は各地方自治体の免許委員会で決定
場所的要件	教会、学校、スポーツ施設等 の周辺地域以外	特になし
人的要件	刑法犯罪者、禁治産者、 未成年者以外	州長官、裁判所で裁判を遂行する官吏以外
未成年者規制	16歳(全酒類)、18歳(醸造酒以外)販売禁止	18歳未満の者への販売禁止 警察は公共の場で飲酒する未成年者から酒類を没収する権限を有する
広告規制	TV、青少年対象の広告禁止	雑誌広告、屋外広告等について自主規制を敷いている
その他規制	自販機販売禁止	自動販売機禁止 小売店の販売許可時間 平日8時～23時 日曜10時～22時30分 クリスマス12時～15時/19時～22時30分

出典：①～⑦は参考著書「米国の酒類管理制度」

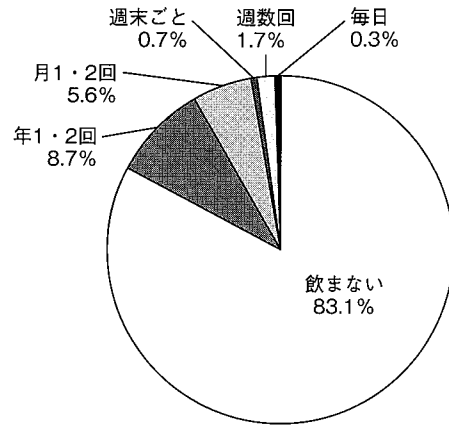
⑧はスコットランド自治政府発行「The Retail of Alcohol Standards Group」

20歳未満の飲酒の実態

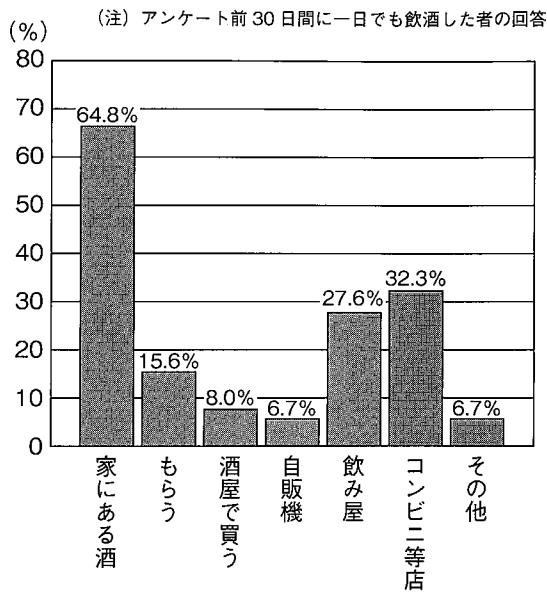
1 男女別飲酒率



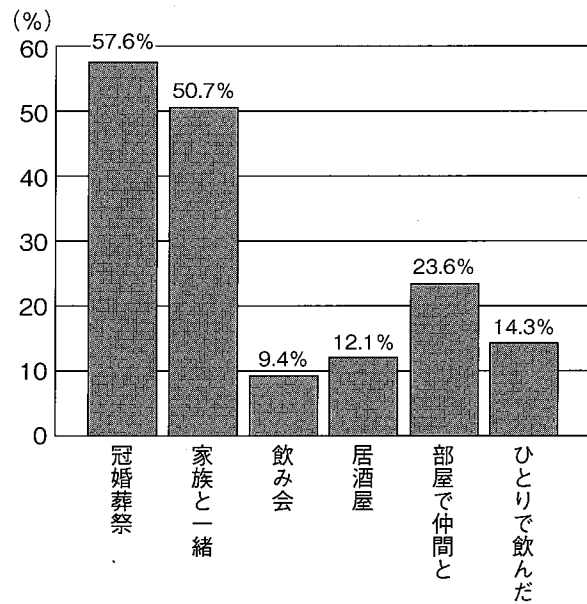
2 飲酒頻度 (高校3年生)



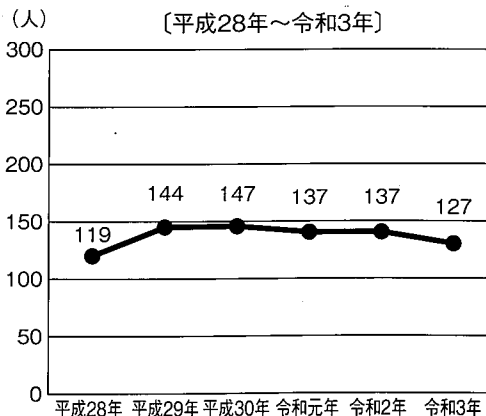
3 お酒の主な入手方法 (高校3年生、複数回答)



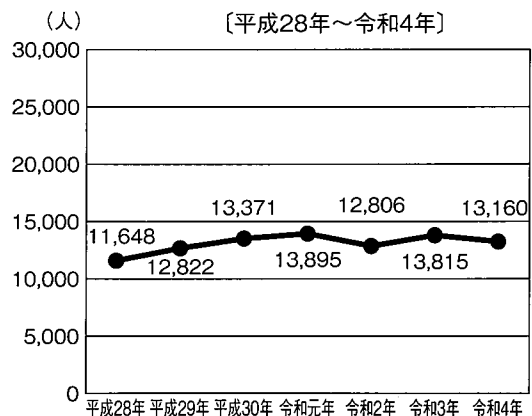
4 飲酒機会 (中高生全体)



5 未成年者飲酒禁止法違反による検挙人員



6 飲酒による補導人員



出典：1は、平成17年度 厚生労働科学研究費補助金 健康科学総合研究事業「2005年度 お酒とタバコについての全国調査2005報告書」

2及び3は、平成29年度「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究」(厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣対策総合研究事業 研究者代表者 尾崎米厚)

4は、平成22年度 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」

5は、「令和3年中における少年の補導及び保護の概況」(警察庁)

6は、「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」(警察庁)

全国小売酒販組合中央会